

学校法人会計について

(1) 学校法人会計と企業会計の違いについて

学校法人も企業も経済活動を営む点は同じですが、その目的に違いがあります。企業は利潤の追求を目的として経済活動を営み、企業会計は各事業年度の収益と費用を対応させることによって期間損益を計算し、同時に資産や負債等の状況（財政状態）を表示し、利害関係者（出資者、投資家や債権者など）が必要とする企業の収益力や支払能力といった情報を提供する役割を担っています。

一方、学校法人には利潤追求という概念はなく、その代わりに「教育研究活動」という公益性の高い活動を永続的に行なっていくことが求められています。これを可能にするために、収支の均衡と財務の健全性を維持することが学校法人会計の目的とされています。

企業と学校法人との間の活動目的の違いにより、会計に求められる役割もそれぞれ違ったものとなっています。

(2) 学校法人会計の概要

学校法人が会計処理のよりどころとしているのは、「学校法人会計基準」です。学校法人会計基準は昭和 46 年に文部省令として制定され、その後数回の改正を経て今日に至っています。

学校法人会計基準では、私立学校振興助成法により補助金の交付を受ける学校法人は学校法人会計基準に従い会計処理を行ない、財務計算に関する書類（『計算書類』と呼ばれています）を作成しなければならないことが規定されています。

これにより当学園も学校法人会計基準の適用を受けることとなり、同基準に従い会計処理を行ない、下記の計算書類を作成しております。

- ・ 資金収支計算書
- ・ 資金収支計算書に附属する内訳表（資金収支内訳表及び人件費内訳表）
- ・ 活動区分資金収支計算書
- ・ 事業活動収支計算書
- ・ 事業活動収支計算書に附属する事業活動収支内訳表
- ・ 貸借対照表
- ・ 貸借対照表に附属する明細表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表）

資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書は、企業会計におけるキャッシュフロー計算書に近いもので、学校法人が教育研究その他の諸活動を行なうことに伴うすべての資金の動きを明らかにするものです。

事業活動収支計算書は、毎年度の事業活動収入（負債としない収入）と、人件費や経費などの事業活動支出を対比してその均衡状態を示すことによって学校法人の経営状況を明らかにするものとされています。企業会計の損益計算書に近いものですが、損益計算書では計上対象としない資本的支出が、事業活動収支計算書では基本金組入額として計上されている点が異なります。

貸借対照表は、決算時（年度末）における資産・負債・基本金及び収支差額を明らかにするもので、学校法人の財政状態を表します。企業会計における貸借対照表は、一部業種を除いて資産・負債の各項目を流動性の高い項目の順に配列する「流動性配列法」が採られますが、学校法人会計においては、学校法人の主要な財産は固定資産であることから、固定性の高い順に配列する「固定性配列法」が採用されています。

また上記書類の他に、私立学校法の規定により財産目録を作成しております。財産目録は、積極財産たる資産と消極財産たる負債の明細を表示するとともに、差額としての正味財産を表すものです。

以下では、各公開書類に関する概要についてご説明いたします。

資金収支決算の概要

資金収入は学生生徒等納付金収入、補助金収入などの法人に帰属する収入のほか前受金収入等も含め 7,483 百万円、資金支出は人件費、教育研究・管理経費のほか施設設備関係などの支出を含め 7,743 百万円となり、結果として差額 260 百万円が支払資金の減少となり、翌年度繰越の支払資金は 1,962 百万円となりました。

資金収支計算書の主な科目の説明

(1) 収入の部

① 学生生徒等納付金収入

令和 2 年度の決算額は 4,211 百万円です。学生生徒園児からの授業料、保育料、入学金、施設設備費、教育充実費などの納付金が計上されています。

② 手数料収入

令和 2 年度の決算額は 61 百万円です。入学試験の実施のために徴収する入学検定料、成績証明、在学証明などの証明のために徴収する証明手数料などが計上されています。

③ 寄付金収入

令和 2 年度の決算額は 3 百万円です。同窓会などからの寄付金が計上されています。

④ 補助金収入

令和 2 年度の決算額は 1,570 百万円です。大学・短大の経常費補助金や高校以下の諸学校の大阪府経常費補助金・授業料支援補助金が主な内容です。

⑤ 付随事業・収益事業収入

令和 2 年度の決算額は 49 百万円です。給品部（購買部）の売上金や寮費収入などが計上されています。

⑥ 受取利息・配当金収入

令和 2 年度の決算額は 20 百万円です。預貯金や株式、社債などの金融商品の受取利息などが計上されています。

⑦ 雑収入

令和 2 年度の決算額は 141 百万円です。私立大学退職金財団と大阪府私学総連合会からの交付金収入を主としており、その他は施設の貸与に係る利用料収入などです。

⑧ 前受金収入

令和 2 年度の決算額は 788 百万円です。翌年度入学の学生生徒からの納付金などが計上されています。

⑨ その他収入

令和 2 年度の決算額は 1,658 百万円です。第 2 号基本金引当特定資産の取崩収入や前年度末の未収入金の回収額が主に計上されています。

⑩ 資金収入調整勘定

期末未収入金（当年度に対応する収入として計上されたもののうち未入金のもの）及び前期末前受金（当年度に対応する収入として計上されたもののうち前年度までに入金済みのもの）が計上されています。これらは資金収支計算書上の収支を実際の資金の出入りに合わせるために設けられている項目です。

(2) 支出の部

① 人件費支出

令和 2 年度の決算額は 3,680 百万円です。教員人件費、職員人件費、役員報酬、退職金の支出額が計上されています。

② 教育研究経費支出

令和 2 年度の決算額は 1,573 百万円です。各学校の教育研究活動に必要な消耗品費や旅費交通費、研究費、実習費、奨学費、光熱水費、業務委託費などが主な支出です。

③ 管理経費支出

令和 2 年度の決算額は 503 百万円です。各学校の学生生徒募集のための広告費や印刷費、高校以下の給品部（購買部）の運営のための経費などがこれに含まれています。

④ 借入金等利息支出

令和 2 年度の決算額は 7 百万円です。校舎の耐震改築費に充当した借入金に係る利息です。

⑤ 借入金等返済支出

令和 2 年度の決算額は 90 百万円です。校舎の耐震改築費に充当した借入金の返済額です。

⑥ 施設関係支出

令和 2 年度の決算額は 1,482 百万円です。高中新校舎の建築請負費などが計上されています。

⑦ 設備関係支出

令和 2 年度の決算額は 179 百万円です。機器備品や図書、資産計上されるソフトウェアなどの購入が主な内容です。

⑧ その他支出

令和 2 年度の決算額は 503 百万円です。前年度末の未払金の支払額が主に計上されています。

⑨ 資金支出調整勘定

期末未払金（当年度に対応する支出として計上されたもののうち翌年度以降に支払うもの）及び前期末前払金（当年度に対応する支出として計上されたもののうち前年度までに支払い済みのもの）が計上されています。これらは資金収支計算書上の収支を実際の資金の出入りに合わせるために設けられている項目です。

事業活動収支決算の概要

事業活動収入の合計額は 6,060 百万円、事業活動支出の合計額は 6,586 百万円で、これらの差額である基本金組入前当年度収支差額は 527 百万円の支出超過となりました。また基本金組入額は 251 百万円で、基本金組入前当年度収支差額からこれを差し引いた当年度収支差額は 778 百万円の支出超過となりました。

主な事業活動収支固有科目の説明

① 人件費

事業活動収支の人件費には退職給与引当金繰入額が計上されています。

② 教育研究経費・管理経費

事業活動収支の教育研究経費と管理経費には、資金収支で計上されている金額のほかに固定資産の減価償却額が計上されています。

③ 徴収不能額

決算額 8 百万円は、前年度の除籍者の納付金で未収であったもののうちの回収の見込みのない金額を計上したものです。

④ 現物寄付

その他の特別収入に含まれている令和 2 年度の現物寄付の受入額は 4 百万円で、科学研究費補助金による購入備品・図書を受贈や、卒業生からの記念品などが含まれています。

⑤ 基本金組入額

学校法人が教育研究のために固定資産を取得した時や、固定資産を将来取得する計画がある場合には、基本金を組入れることが求められています。令和 2 年度においては、当年度の固定資産の取得に係るものとして 251 百万円の組入れを行いました。

貸借対照表の概要

令和2年度の資産総額は22,697百万円で、このうち有形固定資産は昨年より888百万円増加の18,156百万円、特定資産は1,390百万円減少の2,011百万円、その他の固定資産は169百万円増加して315百万円となり、流動資産は536百万円減少して2,215百万円となりました。また、負債総額は3,669百万円で、固定負債は100百万円の減少、流動負債は242百万円の減少となりました。基本金については、31,837百万円となりました。繰越収支差額は12,809百万円の支出超過と、昨年比で778百万円の減少となりました。

貸借対照表の主な科目の説明

(1) 有形固定資産

設置諸学校で行なわれる教育研究のために使用する土地や建物、機器や図書などがその内容です。

(2) 特定資産

固定資産の取得や退職金の支払いなど将来の特定の支出に備えるために留保された資金がその内容です。定期預金等の銀行預金の他元本の安全性が高い商品により運用しております。

(3) その他の固定資産

借地権や施設利用権、ソフトウェアなどの無形固定資産が主な内容です。

(4) 流動資産

総額2,215百万円のうちの1,962百万円は、現金及び預金です。

(5) 固定負債

校舎の耐震改築費に充当した借入金と教職員の退職金の支払に備えるための退職給与引当金が主な内容です。

(6) 流動負債

翌年度入学の学生生徒からの納付金である前受金、借入金のうち次年度に返済する部分の金額などです。

(7) 基本金

基本金とは、学校法人会計基準第29条において「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組入れた金額」と規定されており、第30条第1項で下記の第1号から第4号までの4種類の基本金を組み入れるものとされています。

① 第1号基本金

当年度までに取得した固定資産の価額（借入又は未払の額がある場合は、その返済又は支払済の金額）とされています。本学園では30,491百万円を計上しています。

② 第2号基本金

将来の固定資産取得のために保有する現金・預金及び有価証券等の額です。本学園では 679 百万円を計上しています。

③ 第 3 号基本金

奨学基金、研究基金などのために保有する預金の額です。本学園では奨学基金として 173 百万円を計上しています。

④ 第 4 号基本金

恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額とされています。本学園では 494 百万円を計上しています。